

## 【資料3】

# 八郎湖環境学習推進業務委託企画提案競技審査要領

### (目的)

第1条 本審査要領は、八郎湖環境学習推進業務委託企画提案競技の審査に関し、公正かつ適正に審査するための必要事項を定めるものである。

### (審査方法)

第2条 企画提案書は、秋田県生活環境部環境管理課八郎湖環境対策室を事務局とする「八郎湖環境学習推進業務委託企画提案競技審査会」において審査する。

#### (1) 審査会の構成

審査会は、次の3課室をもって構成する。

- ・秋田県生活環境部環境管理課
- ・秋田県生活環境部環境管理課八郎湖環境対策室
- ・秋田県生活環境部温暖化対策課

#### (2) 委員長

審査会には委員長をおき、秋田県生活環境部環境管理課八郎湖環境対策室の長が就任する。

### (審査評価内容)

第3条 審査内容については、次のとおりとする。

#### (1) 評価方法

- ・八郎湖環境学習推進業務委託に係る企画提案競技実施要領及び同業務仕様書で提示した事項について、企画提案書を基に評価する。
- ・評価項目それぞれについて、5段階で評価を行い、係数を乗じて数値化する。  
全評価項目の合計を100点満点とする。

#### (2) 評価項目及び評価観点

「八郎湖環境学習推進業務委託企画提案競技評価表」のとおり。

#### (3) 5段階評価の評価基準

| 判定結果 | 提案内容の評価基準    |
|------|--------------|
| 5    | 極めて優れている     |
| 4    | 優れている        |
| 3    | 普通である        |
| 2    | 不十分で実現に課題がある |
| 1    | 非常に不十分で実現が困難 |

#### (4) 係数

重要度に応じ、項目ごとに設定する。

#### (5) 選定順位

- ・各委員が項目毎に評価を行い、評価表を作成する。
- ・各委員の評価表の点数を集計し、評価点の合計得点が高い順に順位を付ける。
- ・合計得点と同じものが複数あった場合には、各委員からの意見を聞いた上で、順位付けを行う。
- ・半数以上の審査員が評価を1とした項目のある提案者は、委託候補者とはしないことがある。

#### (6) 最低基準

評価点の合計得点が、満点の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

#### (7) 応募者が1者の場合

最低基準点を満たす場合は、当該提案者を委託候補者とする。

**企画提案方式の審査における提案事業者の「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」  
に係る取組の評価基準**

| 評価項目       | 設定区分例   |               |            | 配点例       |           |         |     |
|------------|---|---------------|------------|-----------|-----------|---------|-----|
|            | 大区分   | 小区分           |            |           |           |         |     |
| 賃金水準の向上    | 役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率 ※1 | 1.50%以上       |            | 3         |           |         |     |
|            |   | 2.00%以上       |            | 4         |           |         |     |
|            |   | 3.00%以上       |            | 5         |           |         |     |
| 女性の活躍推進    | 一般事業主行動計画の策定・届出   | 従業員数100人以下の企業 | 女活法 ※3     | 各<br>0.25 | 最大<br>0.5 |         |     |
|            |   |               | 次世代法 ※3    |           |           |         |     |
|            | 法令に基づく認定  | 女性活躍 ※3       | えるぼし       | 1.5       | 1         | 最大<br>3 |     |
|            |   |               | プラチナえるぼし   | 2         |           |         |     |
|            |   |               | 次世代法 ※3    | くるみん      |           |         | 1.5 |
|            |   |               |            | プラチナくるみん  |           |         | 2   |
|            |   |               | 若者雇用促進法 ※3 | ユースエール    |           |         | 0.5 |
| 秋田県知事表彰の受賞 | 女性の活躍推進企業表彰   | 子ども・子育て支援知事表彰 | 各<br>0.5   | 最大<br>1   |           |         |     |
|            |   | 男女共同参画社会づくり表彰 |            |           |           |         |     |
|            |   |               |            |           |           |         |     |

注1 複数の小区分に該当する場合は、最も配点が高い区分により配点を行うものとする。

注2 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（各評価項目5点、合計10点）により配点を行うものとする。

注3 共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、参加企業の配点の合計点を当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第1位を四捨五入）により配点を行う。

※1 所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」又は税理士又は公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類（任意様式）」により比較する。

※2 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が新たに認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

※3 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

八郎湖環境学習推進業務委託 企画提案競技評価表

審査委員名：

---



---

企画提案者名：

---

| 評価項目              |  | 係数 | 評価 | 評価点 |
|-------------------|--|----|----|-----|
| 分類                | 評価のポイント  |    |    |     |
| 1. 事業の実施方法について    | 取組内容は、第3期八郎湖水質保全計画との整合性など、適切なものか   | 2  |    |     |
|                   | 八郎湖の現状と将来について体験し自ら考えさせる手法となっているか   | 3  |    |     |
|                   | 提案する取組は、八郎湖の環境保全に対する関心を深めるものか  | 2  |    |     |
| 2. 実施体制に関する事項について | 業務を円滑に遂行するための能力・組織・人員を整えているほか、必要な法令手続きや本委託料以外の財源手当などが十分か                 | 3  |    |     |
|                   | 講師等指導者は、八郎湖の環境保全に係る環境学習等を行う上で、十分な知識及び経歴を持ち合わせているか                        | 3  |    |     |
|                   | 八郎湖周辺の学校や住民団体とのネットワークを構築し、組織体制を強化できる内容となっており、八郎湖の環境保全に対する気運醸成の効果が広く普及するか | 2  |    |     |
| 3. 積算見積内容の妥当性     | 必要経費の算出根拠が明確で、項目毎の算出数量や単価が適正であるほか、コスト低減に配慮しているか                          | 3  |    |     |
| 4. 賃金水準の向上        | 別紙「賃金水準の向上」に係る取組の評価基準において審査する  | 1  |    |     |
| 5. 女性の活躍推進        | 別紙「女性の活躍推進」に係る取組の評価基準」において審査する   | 1  |    |     |
| 合計                |  |    |    |     |